

平成23年度
予算編成方針

平成22年10月

沖縄県

平成 2 3 年度 予算 編成 方針

平成 2 2 年 1 0 月 沖 縄 県

I 予算編成の背景

〔国の平成 2 3 年度概算要求に当たっての基本的な方針〕

国は、平成 2 2 年 7 月 2 7 日に平成 2 3 年度予算の概算要求組替え基準を閣議決定し、ムダづかいの根絶の徹底や不要不急な事務事業の大胆な見直しにより、新たな政策・効果の高い政策に重点配分する財源を確保するため、要求段階から総予算の組替えを徹底的に取り組むこととしている。

また、財政健全化への取組として「財政運営戦略」（平成 2 2 年 6 月 2 2 日閣議決定）に基づく平成 2 3 年度から 2 5 年度を対象とする「歳出の大枠」（約 7 1 兆円）はこれを堅持し、新規国債発行額についても平成 2 2 年度当初予算の発行額（約 4 4 兆円）を上回らないよう、全力をあげるとしている。

〔地方行財政の現状〕

現下の地方財政は、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が引き続き落ち込む一方、社会保障関係経費の自然増や公債費が高い水準で推移すること等により、平成 2 2 年度の財源不足額が過去最高となる約 1 8 兆円になるなど、地方財政の財源不足が常態化している状況にある。

また、数次の景気対策による公共事業の追加や減税の実施等を借入金により対応してきたため、平成 2 2 年度末における借入金残高が約 2 0 0 兆円と見込まれており、今後、その元利償還が財政を圧迫する要因となることなどから構造的にみて極めて厳しい状況にある。

一方、国・地方を通じた厳しい財政状況の中、地方公共団体には、少子高齢化に対応した地域福祉の充実等、多様化した財政需要に適切に対応することが求められている。

このような状況の下で、地方公共団体が、国民の要請に応じてその役割を適切に果たしていくためには、徹底した行財政改革に取り組み、財政体質の健全化の確保に留意しつつ、地方公共団体の創造性・自律性を高め、活力ある地方を創るための施策の展開が可能となるよう地方税財源の充実確保を図る必要がある。

〔本県の財政状況〕

本県の財政状況は、歳入面では、自主財源の柱である県税収入の歳入総額に占める割合が低い状況にあり、地方交付税や国庫支出金に大きく依存した構造である一方、歳出面では、人件費などの義務的経費の割合が高く、弾力性に乏しい構造となっている。

また、平成 2 2 年 3 月に公表した「今後の財政収支の見通し」では、国・地方を通じる財源不足の中、地方交付税等の一般財源の大幅な増加が期待できない状況においては、社会保障関係費や公債費等の義務的な経費の増加に伴い、今後も継続的に収支不足が生

じ、拡大していくことが見込まれている。

さらに病院事業の経営再建や、中城湾港（新港地区）をはじめとする臨海部土地造成事業における用地売却低迷などの懸念材料もある。

今後とも、医療、福祉、教育など県民に身近で必要不可欠な行政サービス水準を維持していくためには、安定的な財政基盤の確立が不可欠であり、「新沖縄県行財政改革プラン」に基づく取り組みを着実に実施していくとともに、中・長期的には、本県経済の活性化に結びつく産業振興施策の推進により税源のかん養を図っていくことが喫緊の課題となっている。

II 予算編成の基本的考え方

平成23年度は、沖縄振興計画の最終年度であり、総仕上げの年となることから、これまでの成果を踏まえ、中長期にわたる沖縄の将来像を展望しつつ、残された課題への対応と更なる発展に向けた取り組みを力強く推進していく必要がある。このため、「参画と責任」、「選択と集中」、「連携と交流」といった沖縄振興計画の基本姿勢のもと、次の事項を重点施策として各種事業を推進することとしている。

- (1) 自立型経済の構築に向けた産業の振興と雇用の創出・確保
- (2) 科学技術の振興と国際交流・協力拠点の形成
- (3) 環境共生型社会と高度情報通信社会の形成
- (4) 健康福祉社会の実現と安全・安心な生活の確保
- (5) 多様な人材の育成と文化の振興
- (6) 持続的発展を支える基盤づくり
- (7) 離島・過疎地域等の振興
- (8) 米軍基地問題の解決促進と駐留軍用地跡地の利用促進等

特に、自立型経済の構築や県民福祉の向上を図る上で、産業振興、雇用創出、福祉医療の拡充及び離島振興等の推進は、県政の重要課題として全力を挙げて取り組んでいく必要がある。

また、平成23年度は「沖縄21世紀ビジョン」で示された将来像の実現に向けた取り組みを始める重要な年度である。

現下の厳しい財政状況の下、社会経済情勢の変化等に的確に対応しつつ、本県の発展に資する施策を強力に推進するため、「新沖縄県行財政改革プラン」の着実な推進に努めるとともに、これまで以上に各分野において主体的な事業の取捨選択が徹底されることを前提に、限られた財源を緊急かつ重要な施策に重点的・効果的に配分する。

平成23年度予算は、このような基本的な考え方を踏まえ、次の事項に留意の上、編成することとする。

(留意事項)

1 歳出

(1) 事業の徹底した見直し

国・地方を通じた厳しい財政状況の中、義務的事業や政策的事業にかかわらず、県の果たすべき役割や経費負担のあり方等について改めて検証し、制度の改正を含めた事業の徹底した見直しを行うこと。特に政策的事業に係るもので、3年以上経過したものについては事業評価を行い廃止を含めて見直しを行うこと。

また、「県民視点による事業棚卸し」の最終結果を反映させること。

(2) 事務経費の節減・合理化

旅費、需用費、庁舎等の維持管理に係る委託料等の事務経費については、仕様、回数、規模の見直し等により更なる節減・合理化に努めること。

(3) 県単補助金等の見直し

既存の補助金、負担金及び交付金については、社会経済情勢の変化や補助目的の達成状況、行政の責任分野、経費負担のあり方、行政効果等について常に検証し見直しを行うこと。

また、新規補助金を設ける場合にあっては、これに見合う既存の補助金の廃止・縮減等を行うとともに、補助対象の範囲や補助効果、補助率等を十分検討のうえ、必ず終期の設定を行うこと。

(4) 民間委託等の推進

事務の効率化等の観点から、民間委託等を積極的に推進すること。

その際、経費節減や定数管理等の行財政運営への効果を明確にし、県民サービスの維持・向上等が図られるよう留意すること。また、継続して民間委託等を実施するものについては、常に見直しを行い行政コストの縮減を図ること。

指定管理者制度の導入などによる民間能力の活用等を図ることにより、これまで以上に民間経営手法を取り入れた行政を推進し、効果的かつ効率的な行政経営に取り組むこと。

(5) 県単独プロジェクト等の見直し

県単独プロジェクト等については、次のとおり取り扱う。

ア 県単独事業等により整備する、いわゆる大規模なハコ物(事業費が概ね10億円以上のもの)については、原則として設計や建設に着手することを見合わせるとともに事業費の圧縮を図ること。

イ 老朽化した県の施設の整備については、財政の状況を勘案の上、優先順位を付けて年次的に整備することとしていることから、引き続き、事業規模や実施年度等の事業計画について見直しを行い、効率的な事業推進を図ること。

ウ 既に設計や建設に着手している国庫補助事業及び県単独事業のうち多額の事業費を要すると見込まれる事業については、事業費の更なる縮減策や収支改善策を検討するとともに修繕・補修等の容易性や施設建設後の維持管理経費の縮減策等を検討すること。

(6) 各種イベント等の開催経費の節減・合理化

イベント等の開催経費については、簡素で効率的に実施できるよう、これまでの事例にとらわれることなく、事業内容、規模を見直すなど経費負担の軽減を図ること。また、県が主催するいわゆる周年事業については、「新沖縄県行財政改革プラン」の実施期間中は、原則として行わないこととされているので留意すること。

(7) 市町村等との機能分担、負担区分の明確化

ア 地方分権の趣旨を踏まえ、国、県、市町村等との機能分担及び負担区分をより一層明確にすること。

イ 市町村への権限移譲については、「市町村への権限移譲推進指針」に基づき、積極的に市町村への事務移譲を進めること。また、同指針以外にも市町村等の自主性と自立性を尊重し、地域に密着した事務・事業、市町村等で実施した方が効果が上がると思われる事業等については、移譲を積極的に推進すること。

ウ 補助事業による県費の上乗せ補助については、市町村等の主体性の確保等を図る観点から、常に検証し見直しを行うこと。

(8) 公社等各種団体に対する支援の見直し

県が出資・補助又は貸付等の財政的支援を行っている公社等各種団体に対して

は、「公社等外郭団体の財政支援等に関する指針」、「公社等指導監督要領」及び「新沖縄県行財政改革プラン」の基本方針を踏まえ、県関与の必要性を十分検討し、事業の整理・縮小・合理化を図るなど、県の財政的支援や関与のあり方を見直すこと。

2 歳入

(1) 県税の確保

税制改正や地方財政計画の動向等に留意しつつ、所要額の確保を図ること。また、「新沖縄県行財政改革プラン」に基づき、徴収対策を強化し、徴収率の向上に努めること。

(2) 地方交付税、県債

地方財政計画等の動向や地方債制度に留意しつつ、所要額の確保を図ること。

(3) 国庫支出金

国庫補助負担金の廃止・縮減や制度の見直し等、国の動向に十分留意し、適正な額の確保に努めること。その際、国庫補助事業等の必要性、緊急性、課題等を適切に判断すること。

また、国庫補助負担金の一括交付金化については、国の動向を踏まえ、適切に対応すること。

(4) 未収金の解消

県税や貸付金、使用料等に係る未収金については、「新沖縄県行財政改革プラン」に基づき、債権管理マニュアル等を活用した対策の強化等により解消に努めること。

(5) 使用料及び手数料の見直し

前回の改正から3年を経過した使用料や手数料については、「受益者負担の原則」及び「負担の公平性」の観点から、見直しを行うこと。

また、これまで使用料や手数料を徴収していない特定の受益者に対する行政サービスについても、その内容や性格等の把握に努め、使用料や手数料の徴収を検討すること。

(6) 県有財産の有効活用

「新沖縄県行財政改革プラン」に基づき、未利用財産の管理方法の検討や計画的な処分等県有財産の有効活用を図ること。

(7) 新たな自主財源の確保

法定外税（新税）の創設、超過課税の実施、県有施設・印刷物等の広告収入、施設命名権（ネーミング・ライツ）の導入等の自主財源確保に努めること。

Ⅲ 経費区分の設定と要求基準

平成23年度予算は、以下の経費区分毎に要求基準を設定し、編成することとする。

1 義務的経費（A経費）

- (1) 人件費
- (2) 公債費
- (3) 扶助費
- (4) 内閣府沖縄担当部局一括計上事業
- (5) 各省庁計上事業のうち沖縄特例分

年間所要額を要求すること。

ただし、(4)及び(5)については、平成23年度の国の概算要求額に見合う額とする。

2 義務的事業（B経費）

(1) 義務事業（B-1事業）

対象者（対象事業）及び事業量が法令等で明定している事業

債務負担行為に基づく利子補給や指定管理料、県税関係市町村交付金、地方職員共済組合負担金等

年間所要額を要求すること。但し、旅費、需用費等の事務的経費に係る一般財源については、各事業ごとに平成22年度当初予算における一般財源額から当該年度限りの経費等を控除した額の95%の範囲内で要求すること。なお、事務的経費の範囲については、別途通知するものとする。

(2) 義務的事業（B-2経費）

対象者（対象事業）が法令等で明定されているが事業量については、自治体の裁量とされている事業

医療審査会経費、判定委員会運営経費、実施指導経費等

各部局ごとに、各事業（単年度事業及び法令等の改廃により廃止される事業を除く。）の平成22年度当初予算における一般財源額の95%を上限として要求すること。

3 政策的事業（C経費）

政策的な判断要素の特に強い経費を含む概ね次に掲げる事業

- (1) 県政の基本方針に関わる重要事業
- (2) 投資的事業（補助・単独・災害復旧事業）
- (3) 政策的判断を要するものとされる委託料・負担金・補助金・交付金・積立金・繰出金及び貸付金を含む事業
- (4) 柔軟かつ斬新な発想に基づく施策展開のための事業

原則として、平成22年度当初予算における各部局のC経費全体の一般財源総額から、当該年度限りの経費等を加減算した額（以下「基礎額」という。）の95%の範囲内において、各部局の主体性と責任をもって事業の選択を行い、経費を配分すること。

なお、「新沖縄県行財政改革プラン」において平成22年度に終期設定されている県単補助金、過年度において平成22年度に終期設定の調整がなされている事業については経費の配分を認めないので留意すること。

(注) 「当該年度限りの経費等」には、以下の経費を含む。

- ① 財政調整基金等充当額
- ② 災害復旧費
- ③ 予備費
- ④ 県単融資事業費
- ⑤ 過年度において全体事業費が調整され進行している県単プロジェクト等

②、③、④の経費については平成22年度当初予算における一般財源額、⑤の経費については原則として過年度において調整された額を上限として要求すること。

なお、⑤の経費については、今後の財政状況を踏まえ、総務部との間で事業規模及び事業期間の調整を行うものとする。

また、県政の重要政策課題に的確に対応するため「重点事業特別枠」を別途設ける。

予算措置の総額については、基礎額の5%の範囲内とする。

重点事業特別枠の要求については、基礎額の5%の額を算出した上で、100分の120を乗じた額を上限とするとともに、要求可能な事業の数については、各部局の課数及び平成22年度のC経費の事業数を勘案した上で上限を設定するものであり、各部局は上限額、上限事業数の範囲内で要求すること。

なお、重点事業は政策的判断が求められる事業で、沖縄県振興推進委員会で決定される「平成23年度優先施策」を踏まえて要求すること。

上限額、上限事業数等については別途通知するものとする。

4 経常的事業（D経費）

(1) 経常的管理運営事業（D-1経費）

庁舎等維持管理費、公共施設等管理費、指定管理を除く県管理施設の運営費等

原則として、平成22年度当初予算における各部局のD-1経費の一般財源総額から当該年度限りの経費、経費の変更・廃止事業に係る経費等を加減算した額の範囲内において各部局の主体性と責任をもって事業の選択を行うとともに、旅費、需用費、維持管理経費等の事務経費について、仕様、回数の見直し等による徹底した節減・合理化に努め、経費を配分すること。

(2) 一般的行政事業（D-2経費）

他の事業（経費）に区分されない事業

原則として、平成22年度当初予算における各部局のD-2経費の一般財源総額から当該年度限りの経費、経費の変更・廃止事業に係る経費等を加減算した額の範囲内において各部局の主体性と責任をもって事業の選択を行うとともに、旅費、需用費、維持管理経費等の事務経費について、仕様、回数の見直し等による徹底した節減・合理化に努め、経費を配分すること。

5 標準的事業（E経費）

今後相当期間にわたって事業費・事業内容が固定される課・室・所の運営費等標準的事業

原則として、平成22年度当初予算における各部局のE経費の一般財源総額から当該年度限りの経費、経費の変更・廃止事業に係る経費等を加減算した額の範囲内において各部局の主体性と責任をもって事業の選択を行うとともに、旅費、需用費、維持管理経費等の事務経費について、仕様、回数の見直し等による徹底した節減・合理化に努め、経費を配分すること。

6 各経費区分に係る要求基準の特例

(1) B経費について

B経費に係る事業ごとの要求基準について、特別な事情により達成できない場合においては、部全体の要求総額ベースで要求基準を達成すること。経費間の流用は認められないので留意すること。

(2) D、E経費について

D経費及びE経費について、各経費ごとの枠配分総額の範囲内で経費配分が困難な場合においては、各部局のそれぞれの経費の枠配分総額の合計額の範囲内で経費間の流用を認めることとする。

(3) 新たな自主財源について

広告収入の創設等、新たな自主財源として確保した財源の全部又は一部を当該部局の要求枠に上乗せすることができることとする。

7 新規事業について

新規事業については、真に必要不可欠なものに限り、原則としてスクラップアンドビルドを行い、要求すること。

なお、要求に当たっては、特に以下のことに留意すること。

(1) A経費及びB-1経費については、財政課との事前協議を踏まえ年間所要額を要求すること。

(2) B-2経費については、法令等の新設等により、事業の実施が義務付けられる経費について、財政課との事前協議を踏まえ、事業の対象や事業量を十分精査の上、年間所要額を要求すること。

(3) C経費の枠配分対象経費については、後年度負担等を十分勘案のうえ、各部局の主体性と責任をもって経費を配分すること。

C経費の重点事業特別枠により要求する場合は、上記「Ⅲ. 3」の上限額、上限事業数の範囲内で要求すること。

(4) D経費及びE経費については、各経費区分の概算要求基準の範囲内において要求すること。

なお、次の経費等で、1件100万円以上の経費については事前に新規事業協議を行うこととする。

ア 全国規模の大会開催経費

イ 施設の新増設に伴う経費

ウ 施設の大規模な修繕等単年度に多額の費用を要する経費等

- (5) 各事業については、達成すべき整備率・普及率等の数値目標を明確にした事業計画を策定するとともに、必ず終期を設定すること。
また、各部局の横断的な政策的展開、事業相互の関連性、実施方法等の整合性を図るため、部局間の連絡調整を緊密に行うこと。
- (6) 事業の実施に当たっては、新沖縄県定員適正化計画の着実な実施に向け、各部の定員管理計画に基づく定員のスクラップアンドビルド、事務事業の見直し等により、定員の適正化を徹底すること。
- (7) 事業を進めるに当たっては、自主的・主体的な事業の推進に配慮しながら、国庫補助制度等の有効な活用について検討するとともに、国庫補助負担金の廃止、縮減等、国の動向に十分留意すること。
- (8) 市町村等に新たな財政負担が生じるなど、他の団体と調整を要する事業については、その実施に支障が生じないように事前に十分に調整すること。
また、県と市町村等との役割分担を明確にした上で適正な負担割合を設定し、上乗せ補助は行わないこと。

IV 特別会計等に関する事項

特別会計については、設置目的に応じ業務運営の合理化・効率化及び経費の見直しを徹底し、財源不足額を一般会計からの繰入金に安易に依存することなく、独立採算の原則堅持に努めること。

所要経費の見積りに当たっては、一般会計に準じて編成すること。

また、公営企業会計への繰出金については、総務省の繰出基準等を基本に見積もることにより一般会計との経費負担区分の明確化を図るとともに、独立採算の原則を踏まえ、経営健全化に向けた収入の確保や徹底した経費抑制策の実施など、十分な経営努力を求めること。

なお、厳しい財政状況の下、特別会計の経営状況の悪化が県財政全体に重大な影響を及ぼすこととなるため、各所管部局は、その経営には責任を持って慎重に対応すること。

V 要求に当たっての留意事項

要求に当たっては、年間を通じた歳入・歳出の見積額により要求すること。

見積りに当たっては、本方針のほか、別途通知する「平成23年度予算見積基準表」によること。

なお、年度中途の補正は、災害の発生や制度改正等当初予算編成時に予見できない真に緊急やむを得ないものに限られるので留意すること。

また、他の部・課と関連する課題への対応については、緊密に連携し、事業の効果的・効率的な推進が図られるよう十分調整のうえ要求すること。